

さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和7年 6月 23日

さいたま市長

清水 久人

さいたま市規則第92号

さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険税条例施行規則（平成14年さいたま市規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
<p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>（東日本大震災に係る国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>4 市長は、条例第24条第1項第1号の規定により東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災が生じた日に特定被災区域（同条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所を有していた納税義務者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象となった区域若しくは同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長若しくは都道府県知事に対して行った住民の避難に関する指示の対象となった区域であるため避難を行った世帯又は特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第12項の規定により設置された原子力災害現地対策本部長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した地点をいう。以下同じ。）に居住しているため避難を行った世帯に属する納税義務者に限る。）に係る国民健康保険税を減免するときは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる国民健康保険税について、同表右欄に定める割合によるものとする。この場合において、計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額を減額する額とする</p>			<p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>（東日本大震災に係る国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>4 市長は、条例第24条第1項第1号の規定により東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災が生じた日に特定被災区域（同条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所を有していた納税義務者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象となった区域若しくは同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長若しくは都道府県知事に対して行った住民の避難に関する指示の対象となった区域であるため避難を行った世帯又は特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第12項の規定により設置された原子力災害現地対策本部長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した地点をいう。以下同じ。）に居住しているため避難を行った世帯に属する納税義務者に限る。）に係る国民健康保険税を減免するときは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる国民健康保険税について、同表右欄に定める割合によるものとする。この場合において、計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額を減額する額とする。</p>		
納税義務者の区分	減免の対象となる国民	減免の割合	納税義務者の区分	減免の対象となる国民	減免の割合

	健康保険税			健康保険税	
1 次項及び第3項に掲げる者以外の者	[略]	[略]	1 次項に掲げる者以外の者	[略]	[略]
2 [略]	[略]	[略]	2 [略]	[略]	[略]
3 <u>令和7年3月31日に指定を解除された帰還困難区域に居住しているため避難を行った世帯に属する者であって、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年基準所得合算額が600万円を超えるもの</u>	<u>令和8年3月31日までに納期限が到来するもののうち、令和7年4月分から9月分までに相当する月割算定額</u>	<u>所得割額及び均等割額の合計額の100分の100</u>			
5 [略]			5 [略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。